

## 平成22年度 公の施設の指定管理者監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査  
 2 監査対象 社会福祉法人徳寿会  
 市民文化部楠総合支所(指定管理に関する事務の所管課)  
 3 監査実施期間 平成23年2月3日  
 4 監査結果報告 平成23年3月31日

## 監査の結果(指摘事項)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【社会福祉法人徳寿会】

<p>(1) 会計処理について          楠ふれあいセンターの管理運営に要する出納事務については、会計伝票によって処理することになっているが、会計伝票を省略し直接現金出納帳などの会計帳簿に記帳し、処理されていた。法人の経理規程第11条に基づき、出納事務については会計伝票を作成して会計処理するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日          社会福祉法人徳寿会の経理規程第11条の規定に基づき、平成23年4月1日から会計伝票を作成し、会計処理するよう改めました。</p>
--	--

## 【市民文化部楠総合支所】

<p>(1) 指定管理料の支払時期について          楠ふれあいセンター指定管理料の支払方法については、年度協定書により部分払3回以内及び完了払となっているが、指定管理料の初回支払いが5月末となっており、それまでの間指定管理者が借入金で資金繰りしている状況が見受けられた。初回支払いを適切な時期に行うよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 5月19日          各年度協定書において第1回目の指定管理料の支払いについては、年度業務開始直後としていることから、年間事業計画書の確認後、請求書が提出され次第直ちに支払うことを確認し、平成23年度においては、5月19日に初回の支払いを行いました。</p>
--	--

## 平成22年度 公の施設の指定管理者監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査  
 2 監査対象 社会福祉法人徳寿会  
 市民文化部楠総合支所(指定管理に関する事務の所管課)  
 3 監査実施期間 平成23年2月3日  
 4 監査結果報告 平成23年3月31日

## 監査の結果(所見)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【社会福祉法人徳寿会】

<p>共通(1)適正な事業収支計画の作成について          指定管理者の指定で、請負契約のような扱いをしているように見受けられるが、事業者が公の施設を管理する意欲を維持向上できるよう、施設の利用者増や収入増が見込める制度設計を行うべきものであり、適正な事業収支計画に基づいて管理運営が行われなければならない。          事業収支は、指定管理者によって良質なサービスが継続的、安定的に提供されているかについて、収支の状況等を通じて、事業計画と実績との比較等により定量的に評価できるものである。公正で、安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、市と指定管理者において人件費、事業費、一般管理費など必要経費と利益を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成23年 9月30日          指定管理者は、施設の設置目的に沿った管理運営が求められており、使用許可等の交付や清掃・設備点検等の日常管理に止まらず、より多くの市民が利用できる魅力のある質の高いサービスを提供する必要があると考えております。          そのためには、各年度において利用者のニーズに対応した綿密な事業計画を練る必要があり、利用者アンケートや利用者代表を含む年2回の運営協議会を通して十分協議を行っております。自主事業の参加者がサークルを構成して貸館利用をするなど、安定的な経営に大きな効果をもたらしています。          また、事業収支計画の作成にあたっては、決算及び事業実績状況を検証し、運営協議会の承認を受けたうえで決定しており、今後も市と協議を行ってまいります。</p>
<p>(1)ふれあいマイスターについて          高齢者を対象とする室内での軽スポーツやものづくり創作教室など自主運営事業の指導者としてふれあいマイスターの登録を行っているが、施設の利用促進を図るには、魅力ある事業や教室が必要不可欠である。今後ともふれあいマイスターの育成を図り、新規登録の増加に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日          ふれあいマイスター制度は、高齢者の知識や経験に基づく技能や能力を活用して自主事業(講座等)を開催することを目的としており、4月1日現在、41名の登録があり、年々増加しております。          登録されました全ての方々が活躍できる場の提供は困難な状況ではありますが、新たなふれあいマイスターを発掘し、今後も魅力のある事業を展開いたします。</p>

<p>(2) 足湯施設について  楠ふれあいセンターの開設当初は、足湯施設に源泉を使用していたこともあり、それが魅力の一つとなっていたが、施設を適正に維持するためには日常の衛生管理が不可欠である。足湯施設の残留塩素濃度の測定については、足湯施設衛生管理マニュアルに基づき定期的実施されていたが、今後とも、浴槽の洗浄清掃や水質管理を徹底され衛生管理に一層努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】  平成23年 4月 1日  楠ふれあいセンターにおいて、無料貸館施設である足湯は子どもから大人まで気軽に利用できるふれあいの場となっており、利用者の好評を得ております。  そのため、衛生管理においては細心の注意を払っており、衛生管理マニュアルに基づき、日常的な残留塩素濃度の測定のほか、設備点検及び水質検査は年1回実施しております。今後も良好な環境でご利用いただけますよう努力いたします。</p>
<p>(3) 健康器具や遊具について  楠ふれあいセンターの広場には、利用者が自由に楽しめるよう健康器具や遊具が設置されているが、保守点検時に発見された軽度の腐食箇所(使用には支障はない)があった。遊具等の管理については、コスト軽減のため、軽度の損傷箇所についてもできるだけ早期の補修等に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】  平成23年 3月25日  ご指摘のありました遊具については、点検のうえ、ペンキを塗るなどの補修をいたしました。</p>

【市民文化部楠総合支所】

<p>共通(1) 適正な事業収支計画の作成について  指定管理者の指定で、請負契約のような扱いをしているように見受けられるが、事業者が公の施設を管理する意欲を維持向上できるよう、施設の利用者増や収入増が見込める制度設計を行うべきものであり、適正な事業収支計画に基づいて管理運営が行われなければならない。  事業収支は、指定管理者によって良質なサービスが継続的、安定的に提供されているかについて、収支の状況等を通じて、事業計画と実績との比較等により定量的に評価できるものである。公正で、安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、市と指定管理者において人件費、事業費、一般管理費など必要経費と利益を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】  平成23年 9月30日  指定管理者において公の施設を適正かつ効果的に管理運営が行われるためには、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に基づき業務が履行されるとともに、施設の利用促進を図るために利用者のニーズに即した自主事業の実施が必要となり、これらが適正に執行されるよう指導しなければならないと考えます。  また、指定管理業務にかかる事業収支計画は経営に大きな影響を及ぼすことから、前年度の事業収支状況等を参考に綿密に計画を立てる必要があります。市としても指定管理者の意欲向上が図られるよう協議のうえ指導を行います。</p>
---	--

<p>(1) 施設にかかる修繕等経費の負担区分について 基本協定書第19条(施設の改修又は変更等)には、施設の修繕費等に係る市と指定管理者との費用負担について定められている。これは、利用料金制度のもとで、通常の軽易な維持補修は指定管理者の負担、大規模改修は市負担という考え方にに基づき区分されているものであるが、軽易な維持補修と大規模修繕の必要性などの判断基準や、費用負担の方法について負担割合制にするなど、再度、財政経営課とも調整の上、検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成23年 9月30日 現行の区分において、施設の修繕等にあたり指定管理者との間で費用分擔及び予算執行について議論になることがあります。施設利用者に支障を及ぼすことのないよう迅速な対応が必要ですので、他施設の状況を参考に、今後、財政経営課と調整を行います。</p>
<p>(2) 指定管理料設定と差益金について 年度別の収支において、収入の10%近い差益が計上されている。利用料金収入や経費の内容、利益金のあり方など徳寿会側と指定管理料の設定方法の打合せを実施し、指定管理料の金額や収支差益金とその取り扱いなどは、市民目線から見て、適切なものと言えるか、再度の検討を要望する。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成23年 9月30日 指定管理料は、応募時の提案額を前提に市が支払っており、収支差益金については、赤字の場合は指定管理者の負担とし、黒字の場合は指定管理者の経営努力によるものとして指定管理者の収益としています。基本的にこのインセンティブは、指定管理者の経営に対する意欲向上を狙いとしており、今後の収支差益金のあり方については次期の募集時期を目途に財政経営課と検討いたします。</p>
<p>(3) 日常業務のチェック体制について 施設の利用申請や利用料金収受の日常の窓口業務等に係るチェック手順書が整備されていない。市職員による日常業務の適正チェックを徹底するための体制を整備するよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成23年 9月30日 日常業務のチェックについては、業務報告書(月次)等で行っていますが、収支の状況等、報告書の内容を確認するための方法及び体制については、指定管理施設全般に係わることから財政経営課と協議します。</p>
<p>(4) 使用しない備品の処分について 備品として登録されている温泉運搬タンクについては、現在使用されていないので、今後使用の見込がなければ、売却等の処分を行うなど検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 6月20日 今後の使用の見込がないことから、市街地整備・公園課へ所管換しました。</p>